

第2回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年2月3日(水)
開会 午後3時00分
閉会 午後3時35分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 3番 鶴田 裕幸

14番 副島 敏和

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 4号	農地法第5条の申請について	6件
議案第 5号	農地法第4条の申請について	3件
議案第 6号	農地法第3条の申請について	4件
議案第 7号	農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年 農地中間管理事業 公社への売渡	8件 1件 1件
議案第 8号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件

8. 報告事項

報告第 3号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件
報告第 4号	農地法第5条許可申請の取下げについて	1件

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしく お願いします。</p>																														
議長	<p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 鶴田 裕幸委員、14番 副島 敏和委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="368 775 1358 1193"> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 公社への売渡</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>空き家に付随した農地の指定申請について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="368 1346 1276 1473"> <tr> <td>報告第3号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第4号</td> <td>農地法第5条許可申請の取下げについて</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第4号	農地法第5条の申請について	6件	議案第5号	農地法第4条の申請について	3件	議案第6号	農地法第3条の申請について	4件	議案第7号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	8件		農地中間管理事業	1件		公社への売渡	1件	議案第8号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件	報告第3号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第4号	農地法第5条許可申請の取下げについて	1件
議案第4号	農地法第5条の申請について	6件																													
議案第5号	農地法第4条の申請について	3件																													
議案第6号	農地法第3条の申請について	4件																													
議案第7号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																														
	利用権設定 通年	8件																													
	農地中間管理事業	1件																													
	公社への売渡	1件																													
議案第8号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件																													
報告第3号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																													
報告第4号	農地法第5条許可申請の取下げについて	1件																													
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第4号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																														
事務局	<p>議案第4号について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、8番になります。 図面は、1ページから6ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p>																														

事務局	<p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、9番になります。 図面は、7ページから11ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、会社工場建設のための申請です。 なお、許可を受けずに一部、転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、10番になります。 図面は、12ページから17ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 借受人が、共同住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、11番になります。 図面は、18ページから26ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、共同住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、12番になります。 図面は、27ページから33ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p>
-----	--

事務局	<p>譲受人が、倉庫・商品展示場及び事務所建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、13番になります。 図面は、34ページから36ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第4号については以上です。</p>
議長	<p>それでは、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>現地を確認したところ、道路よりも1mほど高い畑ですね。 生活排水は下水道に接続して、雨水は既設の道路側溝に放流する計画です。 区長、生産組合長の印鑑もありましたので、私も押しています。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。 〈なし〉 続きまして、9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>会社の規模を広くして今回の申請場所に建てたいということで、相談にみえました。雨水は溜桝を通過して道路側溝に接続されます。トイレは汲み取りで設置されますので、周辺への影響はないと思います。 生産組合長、区長の承諾印もありましたので、私も同意いたしました。 以上です。</p>
議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。 〈なし〉 続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>

○番委員	<p>もともと、古いアパートがあったところで建て直しを計画されていて、隣にある畑まで、宅地として利用したいということでの申請です。下水道も整備されているところで、雨水は道路側溝へ放流されます。区長、生産組合長の承諾印もありましたので、私も同意しております。以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。それでは、10番について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>下水道が整備されているので、生活雑排水は下水道接続し、雨水は雨水枡を設置して、道路側溝へ放流する計画です。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありましたので、私も押ししました。ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。それでは、11番について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>平成18年に河川工事をされたときに、嵩上げをされて畑になっているところですよ。雨水については、水路が整備されていて河川に流れるようになっていました。トイレ等は合併浄化槽を設置されます。</p> <p>譲受人が倉庫などを建てるということですが、この譲受人がみなさんご存じのとおりリサイクル業のようなことをしています。</p> <p>もしここを、そのような使い方をされて、解体した機械から油が流れ出るようなことがあれば、すぐそばの河川に流れ込むことになります。そうなれば、河川から水田に取水しているから、問題になりますので、そのような使い方がされないように譲渡人に再度確認しました。</p> <p>今後、工事の時にはその辺をきちんとされるか見極めてまいりたいと思います。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。それでは、12番について、担当委員さんから詳しく説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>続きまして、13番について担当委員から説明をお願いします。</p>

○ 番 委 員	<p>梨園だったところを廃園されていて、今回太陽光を設置するとの申請です。排水はそのまま自然流下される計画です。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありました。私も問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。それでは13番について、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請 6件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号について御説明します。</p> <p>議案の4ページ、1番になります。</p> <p>図面は、37ページから46ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、2番になります。</p> <p>図面は、47ページから51ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の5ページ、3番になります。</p> <p>図面は、52ページから53ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。</p>

事務局	<p>なお、許可を受けずに一部、転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第5号については以上です。</p>
議長	<p>それでは農地法第4条申請 1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>以前から相談があっていたところで、今建っているハウスを壊して共同住宅を建てるということです。</p> <p>生活排水は下水道に、雨水は既設の道路側溝に接続する計画となっており、問題ないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の承諾もありましたので、私も押しました。 ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特にないようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>今まで、ハウスでアスパラを作っておられたんですけど、高齢のためなかなか作れないということで辞めて、共同住宅を建てたいということ去年から聞いておりました。</p> <p>先日、業者がお見えになって説明を受けました。</p> <p>生活排水は下水道へ、雨水は水路へ接続の計画です。周辺は住宅地になりつつある場所でもあります。生産組合長、区長の同意もありましたので、私も判を押しております。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>ここは、山の中の山の中で、高齢で耕作できなくなったので木を植えたいということで相談にみえました。</p> <p>生産組合長、区長の判もありましたので、私も承諾しております。 ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>はい。ありがとうございました。それでは3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第5号 農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第3条の申請4件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号について御説明します。</p> <p>議案の6ページの7番から10番になります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第6号については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第6号 農地法第3条の申請4件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の7ページ・8ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が6名、貸付人が8名で、面積は田が32,309㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しております。</p> <p>申出書を9ページから13ページに掲げております。</p> <p>議案第7号利用権設定の通年については以上です。</p>

議長	<p>議案第7号利用権設定の通年8件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第7号利用権設定の通年8件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第7号農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御説明いたします。</p> <p>議案は14ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を15ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>面積は田が4,544㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。</p> <p>期間は10年です。</p> <p>議案第7号 農地中間管理事業(集積計画一括方式)については以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。それでは、議案第7号 農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第7号農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号公社への売渡についてご説明いたします。</p> <p>議案は16ページの1番になります。</p> <p>農用地利用集積計画書を17ページに掲げております。</p> <p>こちらは12月の委員会で〇〇委員と〇〇委員にあっせん委員になっていただいた件について買い手が決まりましたので、今回、まずは農業公社へ売り渡しする内容となっております。</p>

事務局	<p>田が1筆、面積は1,689㎡となっております。</p> <p>議案第7号公社への売渡については以上です。</p>
議長	<p>はい。それでは、議案第7号 公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、公社への売渡しについては承認を頂きましたので、申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第8号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号について、ご説明します。</p> <p>これは、農地法第3条第2項第5号に関する別段の面積（下限面積）を設定し、「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」に基づく空き家に付随した農地について、下限面積を1㎡としたことにより申請があったものです。</p> <p>空き家に付随する農地に指定された後は、空き家とともに農地を取得される場合は、取得要件の下限面積1㎡が適用されることとなります。</p> <p>議案の18ページ、1番になります。</p> <p>図面は、54ページ・55ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>空き家情報バンク登録物件に隣接する農地です。</p> <p>議案第8号については以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。それでは、議案第8号 空き家に付随した農地の指定申請について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、空き家に付随した農地の指定申請については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第3号 について御説明いたします。</p> <p>議案の19ページです。</p> <p>1件受理しており、解約の事由等、通知の内容は記載のとおりです。</p> <p>報告第3号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは報告第3号について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第4号 農地法第5条許可申請の取下げについて、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号について御説明します。</p> <p>議案の20ページ、1番になります。</p> <p>図面は、56ページから60ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>当申請については、平成30年7月の農業委員会で承認され、許可相当として、県へ進達したのになります。</p> <p>今回、譲受人の都合により農地法第5条許可申請を取下げられるものです。</p> <p>報告第4号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第4号 農地法第5条許可申請の取下げについて、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第2回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>